



2020年度の被扶養者資格確認の結果を報告します

今年3月に、被扶養者資格確認を実施いたしました。

被扶養者(ご家族)17,388人を対象とし、内192名の方には必要書類のご提出をお願いいたしました。その結果、8名が扶養から外れました。組合員の皆様のご協力ありがとうございました。

被扶養者資格確認は、法律に基づき適切な健康保険事業運営のため毎年実施しております。今後とも、ご理解とご協力をお願いいたします。

こんなとき扶養削除の手続きが必要です

健康保険組合からのお願い

事実が発生した日から原則5日以内に「**被扶養者異動届(削除用)**」で扶養家族の削除手続き(健康保険証の返却)をしてください。

1 就職して健康保険証を取得したとき



2 パート・アルバイト等で年間収入が130万円(60歳以上は180万円)を超えたとき



3 離婚したとき



4 死亡したとき

